2025年２月27日

各　位

会 社 名　西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス株式会社
代表者名　代 表 取 締 役 会 長 Ｃ Ｅ Ｏ　洲 崎 良 朗
（コード番号：9260　東証プライム市場）
問合せ先　取締役社長執行役員ＣＯＯ兼ＣＦＯ　佐 々 祐 史
（TEL. 03-6870-2015）

事後交付型株式報酬としての第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、事後交付型株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．　処分の概要

（１）	払込期日	2025年３月30日
（２）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　100,200株
（３）	処分価額	１株につき1,922円
（４）	処分総額	192,584,400円
（５）	処分予定先	当社の取締役（※）　３名　18,900株 当社の執行役員　４名　10,500株 当社の使用人　２名　3,000株 当社の取締役（退任者）　２名　5,400株 当社子会社の取締役　４名　11,400株 当社子会社の執行役員　６名　40,500株 当社子会社の使用人　７名　9,300株 当社子会社の取締役（退任者）　１名　1,200株 （※）監査等委員である取締役を含み社外取締役を除く。
（６）	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

２．　処分の目的及び理由

当社は、2021年３月30日開催の当社第74回定時株主総会において、下記内容についてご承認いただいております。

・　当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、監査等委員でない取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、また、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については、企業価値向上に資するアドバイスの提供に対する対価として、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を、一定の期間後に割当て及び支給する事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること。

・　本制度に基づき、当社株式の割当てのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の総額を、監査等委員でない取締役については年額300百万円以内、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については年額20百万円以内として設定すること。
・　対象取締役に対して、各勤務期間（下記３．①にて定義する。）について割り当てる当社株式の総数は、監査等委員でない取締役については年66,000株、監査等委員である取締役については年4,000株を上限とすること(*)。

(*) 当社は2024年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しており、現在は監査等委員でない取締役については年198,000株、監査等委員である取締役については年12,000株を上限とする。

本日、当社取締役会により、当社第76期事業年度（2022年１月１日～2022年12月31日）に係る事後交付型株式報酬として、処分予定先である当社の取締役３名（監査等委員である取締役を含み社外取締役を除く。）、執行役員４名、使用人２名及び取締役（退任者）２名並びに当社子会社の取締役４名、執行役員６名、使用人７名及び取締役（退任者）１名（以下、総称して「割当対象者」という。）に支給された金銭報酬債権合計192,584,400円を、割当対象者が現物出資の方法によって給付することにより、当社普通株式100,200株を割り当てることを決議いたしました。
なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等、諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

３．　本制度の内容

①　本制度の内容

本制度では、割当対象者が、当社取締役会が事前に定めた一定の期間（以下、「勤務期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと、その他当社取締役会（監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議）により事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式の割当て及び金銭の支給を行うこととする。
ただし、上記の数の当社株式の割当てのために、割当対象者に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の額が上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割り当てる当社株式の数及び支給する金銭の額を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとする。
また、当該割当対象者が、当社取締役会（監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議）が正当と認める理由により、勤務期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割り当てる当社株式の数や支給する金銭の額及びそれぞれを支給する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

②　組織再編等における取扱い

当社は、勤務期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議（監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議）により、勤務期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式及び合理的に定める金銭につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、割当対象者に割当て及び支給する。

③　その他

当社は、割当対象者が勤務期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び

使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（当社取締役会（監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議）が正当と認める場合を除く。）又は当社取締役会で事前に定めた一定の非違行為等があった場合には、当社株式の割当て及び金銭の支給は行わず、当社株式の割当てのための金銭報酬債権も支給しないものとする。

（交付株式の数及び支給する金銭の額の算定方法）
当社は、以下の計算式に基づき、各割当対象者に割り当てる当社株式の数及び支給する金銭の額を算定する。

① 各割当対象者に付与するユニットの数
基準金額（※１）÷付与時株価（※２）
・ 計算の結果生じる100ユニット未満のユニットの数は、100ユニット単位に切上げる。
・ ユニットの数に応じて割り当てられる当社株式の数は、１ユニット当たり当社株式１株とする。

② 各割当対象者に割り当てる当社株式の数
上記①で算定された付与するユニットの数×50％
・ 計算の結果生じる100株未満の当社株式数は、100株単位に切上げる。

③ 各割当対象者に支給する金銭の額
（上記①で算定された付与するユニットの数－上記②で算定された当社株式の数）×交付時株価（※３）
・ 計算の結果生じる１円未満の端数は、１円単位に切上げる。

※１ 基準金額は、各割当対象者の職責の大きさに応じて、当社取締役会（監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議）において、割当対象者ごとに決定される。
※２ 付与時株価は、ユニットを付与する年における定時株主総会開催日の前日を起算日とする前１か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額とする。
※３ 交付時株価は、本制度に基づき割り当てる当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近営業日の終値）とする。

４． 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年２月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,922円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。
なお、本自己株式処分は、本制度の内容に基づく割当対象者に退任者３名を含むことから第三者割当に該当します。

５． 企業行動規程上の手続に関する事項
本自己株式処分による希薄化率は25％未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める当社経営者から独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以　上